

多方面で活躍してきた 16名の専門家が結集し、 ハイレベルな 事業承継コンサルティングを展開

事業承継の専門家として多方面で活躍する玉越賢治氏が新たに立ち上げたYUIアドバイザーズ。事業承継支援をメインの活動領域とし、総勢16名の有資格者が所属するハイスpek型のコンサルティング集団である。コロナ禍中に開業したという経緯もあり、スタート段階から在宅ワークやペーパーレスを軸とした業務スタイルを確立するなど画期的な運営を行っている。本稿では、YUIアドバイザーズを立ち上げた経緯や、今後の活動について玉越氏に話を聞いた。



代表取締役・税理士
玉越 賢治 先生

株式会社YUIアドバイザーズ
税理士法人ゆいアドバイザーズ
<https://www.yui-advisors.com>

〒103-0027
東京都中央区日本橋1-16-3 日本橋木村ビル10階
TEL.03-6665-6972 / FAX.03-6665-6971

◆たまこし・けんじ／商工中金、株式会社リクルートを経て1994年株式会社タクトコンサルティング入社。2003年税理士法人タクトコンサルティング設立、代表社員就任。2012年株式会社タクトコンサルティング代表取締役社長就任。2020年同社取締役会長就任。2021年株式会社YUIアドバイザーズ設立、代表取締役就任。中小企業庁「事業承継検討会」及び「事業引継ぎ検討会」各委員、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員、東京商工会議所「事業承継対策委員会」学識委員等を歴任。著書に『新事業承継税制の要点を理解する』などがある。

事業承継の専門家として、 事業承継税制の改正にも関与

——玉越先生は事業承継の専門家として業界でも著名でいらっしゃいますが、この分野で活動をスタートされたのには、何かきっかけがあったのでしょうか。

平成16年に中小企業庁から電話があり、「事業承継問題の検討委員会を立ち上げるので、委員になりませんか」と頼まれたのが最初です。正直に言って、なぜ自分に打診があったのか今でも分かりません。当時、すでに資産税という特異な分野に取り組んでいたこと、それから、過去に商工中金に勤務していたことが関係していたのかもしれませんが。この年以降は毎年、何かしらの事業承継関係の委員会で委員を務めるようになりました。

——日本商工会議所でも税制委員をご担当されています。

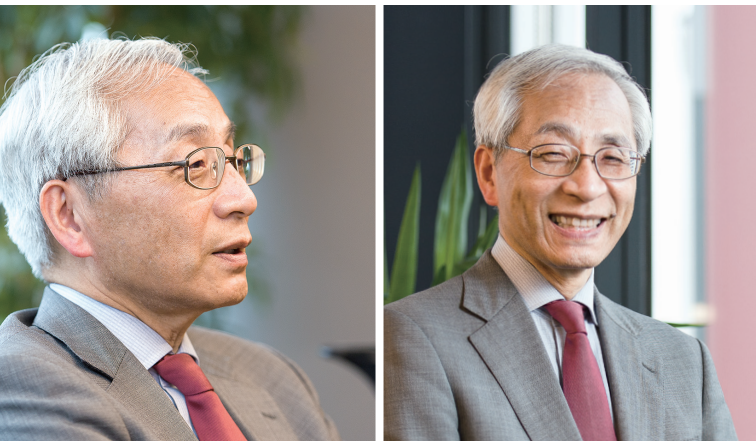
平成25年税制改正で事業承継税制に大きな改正がありましたが、実はこの改正、実質的には財務省主税局と商工会議所が協議して実現したものです。通常、中小企業税制の改正案は財務省主税局と中企庁が議論をして作っていますが、この年は12月に総選挙があり、政権が民主党から自民党へ変わったタイミングでした。

——各省庁が関係団体からの税制改正要望を吸い上げ、それを主税局に上げるのが通常ですね。

普段は主税局が各団体に直接意見を聞くのではなく、必ずワンクッション置くのですね。しかしこの年は、政権交代があったことから中企庁が、税制改正に向けて動き出せなかったのです。そのため、この年に限り主税局と商工会議所とが直接議論を交わすことになりました。ただ、商工会議所にとっても初めてのケースだったため、私に交渉役として声がかかったというのが経緯です。

——実際に主税局と議論をされてみていかがでしたか。

財務省主税局といえば節税に対してもっともシビアですから、議論をスタートする前は「我々の意見を潰しに来るんじゃないか」という憶測もありました。しかし、蓋を開けるとそんなことはなく、平成25年度の改正では私の意見も取り入れてもらうことができました。たとえば、資産保有型会社、資産運用型会社でも事業承継税制が使える「常時使用従業員が5名以上いれば良い」という要件は、議論の初期段階では「10名以上」に変更する予定でした。ただ、これでは「水清ければ魚棲まず」との私の意見を述べさせていただき、最終的には「5名」はそのままにして「後継者と生計を一にする親族を除く」という要件が追加されたのです。また、新事業承継税制にも引き継がれていますが、平成29年度改正で事業承継税制に相続時精算課税制度を選択できるようになったのも、当時の中企庁担当者が私の意見を汲んでくださり、主税局と交渉した結果実現しました。このように、



事業承継税制の改正という貴重な機会に関わることができ、本当に税理士冥利に尽きますね。

—— 特例事業承継税制が創設されたことで、事業承継税制は事業承継のメインツールとなりましたが、まだ十分に活用されていない印象があります。

創設当初の事業承継税制のイメージ、すなわち「使えない」というイメージを引きずっている方が依然として多いようです。また、金融機関がこの税制に対してネガティブな姿勢であることも問題です。事業承継税制を提案したところで金融機関は自らのビジネスにつながらないため、彼らはこれ以外の方法を提案することが多いようです。もちろん、彼らもボランティアではないのでそれを完全否定はできませんが、事業承継税制も選択肢のひとつとして適切に提示することを期待したいですね。それから、税理士の先生方の中にも、リスクを恐れて活用しきれていない方がいらっしゃるようです。

—— 制度が難しいですね、単純に。会計事務所は、顧問先の事業承継とどのように向き合ったら良いのでしょうか。

事業承継をはじめとする資産税分野は、基本的にはスポット業務ですから、このためだけに人を置くのは難しいと思います。しかし、だからと言って何もしないのではなく、顧問先の事業承継問題にぶつかった時には、私どものような専門家にお声掛けいただき、一緒に問題を解決することも選択肢のひとつです。ドクターだって、外科や内科、整形外科、眼科、皮膚科という風に細かく専門が分かれていますよね。税理士もこれと同様、それぞれが専門領域を確立していく時代なのだと思います。

2021年3月 新型コロナ禍中にYUIアドバイザーズを開業

—— コロナ禍の真っ只中である2021年にYUIアドバイザーズを立ち上げられましたが、その経緯を教えてください。

タクトの代表を次代に譲り、会長職に就いたのですが、代表の頃に比べてやることも減り、物足りなさを感じていました。しかし、私自身はまだまだ元気ですから、元気なうちに自分でやってみようと思ったのがきっかけです。

—— 「以前はできなかった、こんなことをやってみたい」というビジョンがあるのでしょうか。

正直にいうと、具体的なビジョンがあって開業をしたわけではありません。ただ、YUIアドバイザーズには、タクト出身の専門家のほか、大手税理士法人、特に山田＆パートナーズで資産税を担当してきた専門家が複数名所属しています。いずれも資産税に強みのある事務所ですが、それぞれアプローチが異なりますよね。山田さんは、主に金融機関と連携して事業承継にアプローチしていますが、かたやタクトは税理士と連携して事業承継問題に取り組んできました。お互いが有するノウハウを組み合わせることによって、もっと面白い仕事ができたら嬉しいですね。

—— 喧嘩しているわけではないですが、現場では提案が競合するケースも珍しくないですね。現在、YUIに参画している専門家はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

私を含めて16名の有資格者が所属しています。独立を考えた頃は、もっと小規模に、法人顧問もお引き受けしながら進めていくつもりでした。ですが、結果的にこうして多くの専門家に参画してもらったので今後が楽しみです。

—— 16名の専門家が所属しているとのことですが、組織の運営はどのように行っているのでしょうか。たとえば、16名の専門家はここ日本橋の事務所で仕事をしているのですか。

いえ、出社するか在宅で仕事をするか、その判断は各人に任せています。在宅ワークをするのに私の許可は必要ありません。もちろん社内はフリーアドレスですし、仕事に必要な資料も全てサーバー上にアップしてあるので、どこでも

仕事ができる体制になっています。事務所の立ち上げがちょうどコロナの真っ最中だったのですが、もともと「往復2、3時間もかけて通勤してもらうのは時間がもったいない」と考えていたので、私としてはちょうど良かったですね。

—— お客様との面談もWEBがメインですか。

このオフィスで打ち合わせすることもありますし、お客様のもとへ伺うこともあります。でも、コロナ禍前ならば10回のうち10回が直接の面談だったではないですか。それが今は、簡単な打ち合わせならWEBで済んでしまいます。お客様の方から「WEBで良い」と仰ってくださることも珍しくないですからね。お客様、私、担当者の3名が別々の場所で打ち合わせに出ることもありますし、遠方の税理士先生と共同で案件を進めるケースでも、わざわざ東京に来ていただいたり地方に出向く必要がなくなりました。コロナ禍の中での開業でなければ、決してこのような形にはなっていなかったでしょうね。

税理士先生との連携を強化し、事業承継問題の解決に取り組む

—— タクトコンサルティングでは税理士との連携を推進されていましたが、YUIもその路線が基本でしょうか。

はい。税理士の先生方と一緒に、世の中の事業承継問題に取り組んでいくことを最大のミッションと考えています。YUIアドバイザーズのYUIとは、日本語の「結い」、すなわち「ゆわう」の意味です。この言葉を辞書で引いてみると、「屋根の葺き替えを共同で行う」とか「共同で田植えをする」と出てきます。私がYUIアドバイザーズと名付けたのは、まさに自分ひとりではできない、あるいはYUIアドバイザーズ1社だけでは解決できない問題を、税理士・公認会計士や弁護士、司法書士、不動産鑑定士の方々など、さまざまな専門家と一緒にって解決します、ということを表しているのです。

—— 税理士の先生方との提携について教えてください。

先生方から資産税対策のご相談をいただいた場合、税理士の先生または巡回担当者の方と一緒に、経営者の方とお会いします。そこでいろいろとお話を伺った上で、先生と私

たちが議論をし、提案する内容を決定していきます。互いに協力しながら提案書をブラッシュアップし、これにお客様が納得すれば実行に移っていくのが基本的な流れです。大抵の場合、お客様は顧問税理士の同席を希望しますし、過去の経緯をよくご存知の先生方がいた方が、確かな対策を作り上げることが可能です。また、我々はあくまでスポットで関与する立場なので、事後的な管理をしっかりとお任せするためにも、先生方に同席をお願いしています。もちろん、何か特殊な事情が発生した場合は、私たちが対応させていただきます。過去、このような形で多くの先生方を支援してきましたが、この経験を通じて事業承継の実務を疑似体験できますから、回数を経るごとにご自身だけでも対応できる力をつけていただけることが多いですね。

—— 具体的に、どのようなご相談が多いのですか。

銀行経由で事業承継の提案が持ち込まれているケースの対抗策としてのご相談が多いです。銀行主導の場合、実行後に顧問税理士変更となることが珍しくありません。一時は「税理士はがし」とも呼ばれましたが、未だにご相談は絶えないですね。

—— 税理士はがしに合いそうな先生方の駆け込み寺としても機能しているのですね。

先ほどもお話しましたが、銀行は民間企業ですから、ボランティアで提案をしているわけではありません。銀行だけでなく、保険会社や不動産会社などがビジネスになる提案を行うのは自然なことです。一方で税理士は何かの商品を売るのが本業ではありません。だから、本当にお客様に寄り添った提案ができるのは、税理士だけだと私は考えています。

—— 経営者の方は、そのような銀行の提案に対して疑問は持たないのですか。

疑問に思って相談に来る方もいらっしゃいますが、稀に「銀行はタダで提案をしてくれるじゃないか」と、結局は銀行の提案を受け入れる方もいらっしゃいます。銀行の提案に対するスタンスは経営者によってそれぞれですが、顧問税理士として必ず意識していただきたいことがあります。それは、事業承継対策にはセカンドオピニオンがとても重要だということです。少なくとも、お客様に提案書が持ち込まれた場合は、セカンドオピニオンが必要だと考えます。中立的

な提案ができるのは税理士しかいないのですから。でも、もし税理士先生にそのジャッジができない場合は、ぜひ私たちのような専門家にご相談ください。

「YUI」の名前を残していくために 前向きな姿勢でチャレンジ続ける

—— 事業承継を機に信頼を失わないためには、セカンドオピニオンをお伝えすることが重要なですね。ところで、先生は事業承継一筋でキャリアを積み重ねて来られましたが、今後も取り組みの軸足は、やはり事業承継になるのでしょうか。

税理士人生の半分以上をかけて事業承継に関わらせていただいたので、今後も変わりません。ただ、事業承継という言葉の意味は時代によって変わっていきます。数年前は、事業承継といえばもっぱら親族内承継を指す言葉でした。しかし近年は、中企庁も支援の中心を親族外承継に移しており、いずれはこちらがメインになると思います。これまで私は「事業承継の玉越」として、少しは名前を覚えていただけていますが、特に事業承継税制に関しては、中企庁に出向して特例事業承継税制の創設を担当した北澤淳税理士が所属しているので彼に任せつつ、自分はM&A方面で種まきを行っていきたいと考えています。さらに10年後、事業承継がどのような意味を持つ言葉になるかは想像もつきませんが、ここから先の取り組みはお客様のニーズの中から生まれてくるのだと思います。そのためにも、お客様から「こんなことできない?」とご相談をいただいた際には、「やったことないからできません」と答えるのではなく、「やってみましょう」と前向きな姿勢でチャレンジを続けていきます。

—— 将来、YUIアドバイザーズという事務所がどうなっていくのかというのも気になるところです。いずれは、後継者を指名する可能性もありますよね、

現在は病気もなく元気ですが、いつまでもそうとは限りません。せっかく面白い組織ができたので、何らかの形で「YUI」という名前や組織は残していきたいと思っています。「どう残すか」を考えるのは簡単ではありませんが、一方で「将来どうなっていくのか楽しみだな」という気持ちも大きいです。今後

は若いメンバーが組織を盛り立ててくれたら嬉しいですね。

事業承継コンサルタント養成講座の チェアマンに就任!

—— 事業承継コンサルタント養成講座で、講師を務めていただくことになりました。どのような講座になりそうですか。

まず初めに、事業承継に関する正しい知識と技術を身につけていただきます。事業承継関連の実務書はたくさん出版されていますが、難しいものが多いだけでなく、必ずしも実務に則していないものも多く見受けられます。法的な見地から解説をすることはもちろん、「実務の現場はどうか」ということも踏まえてしっかりと解説を行います。

講義を聞いているだけでは実際の仕事の進め方がイメージできないので、実例に基づくケーススタディ演習をご用意する予定です。私たち講師陣が問いかけをしますので、それについて答えを考えていただく個人演習形式を考えています。たくさんケーススタディを通じて、事業承継のコンサルティングを疑似体験していただきたいと思います。

—— 講師が総勢7名いるそうですね。

中企庁に出向して事業承継税制の改正を主導した伊藤良太弁護士、北澤淳税理士をはじめ、事業承継の最前線で活躍している7名の講師で皆さまをお迎えします。各講師の詳細はパンフレット等をご覧くださいと思いますが、どの講師も超一流の実力、実績を持つ人ばかりです。彼らの持つ知識やスキルを存分に披露してもらおう予定ですのでご期待ください。

—— 最後に、講座に対する意気込みをお聞かせください。

中小企業の事業承継を加速していくためには、もっとたくさんの仲間が必要です。特に、中立的な目線で支援ができる税理士の存在は絶対に欠かすことができません。これまで30件以上の事業承継税制の実行を支援してきた私の知見、経験を、この講座の中で存分にお伝えすることで、ひとりでも多くの専門家を育成したいと考えております。チェアマンとして、皆さまに喜んでいただける講座を今まさにご準備しておりますので、ぜひ参加をご検討いただけますと幸いです。